

関東運輸局プレスリリース

平成24年7月18日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 五十嵐、藤井、勝亦

電話 045-211-7271

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門誌)

## 河野化山に対する行政処分の実施について

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である有限会社陸援隊に対し平成24年4月30日、5月2日及び5月9日に特別監査を実施し、その結果に基づき平成24年6月22日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分を行いました。

当該監査において、河野化山が有限会社陸援隊の名義を借りて国土交通大臣の許可を受けずに旅客自動車運送事業を営んでいた事実が確認されたことから、河野化山に対し、平成24年7月18日付けで下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 処分内容

道路運送法第81条第1項の規定に基づく自家用自動車の使用禁止処分

- ・処分車両数 4両
- ・使用禁止期間 平成24年7月20日～9月17日までの60日間

#### 2. 違反行為の概要

平成23年8月頃から、有限会社陸援隊の事業用自動車の名義を借り受け、バス車両を用いて主に中国からの旅行客を東京から大阪方面まで輸送する等により、国土交通大臣の許可を受けずに旅客自動車運送事業を営んでいたもの。